

区分記載請求書のパターン

区分記載請求書では、「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した対価の額(税込)」を記載する必要があります。記載のパターンは以下のような書式があります。

記号・番号等を使用した場合の区分記載請求書等の記載例

| 請求書 | | |
|--------------------|----------|----------|
| (株)〇〇御中 | | |
| 2020年11月30日 | | |
| 11月分 131,200円 (税込) | | |
| 日付 | 品名 | 金額 |
| 11/1 | 小麦粉 ※ | 5,400円 |
| 11/1 | キッチンペーパー | 2,200円 |
| 11/2 | 牛肉 ※ | 10,800円 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 合計 | | 131,200円 |
| 10%対象 | | 88,000円 |
| 8%対象 | | 43,200円 |
| ※は軽減税率対象商品 | | |
| △△商事(株) | | |

同一請求書内で、消費税率ごとに商品を区分して区分記載請求書等を発行する場合の記載例

| 請求書 | | |
|--------------------|----------|----------|
| (株)〇〇御中 | | |
| 2020年11月30日 | | |
| 11月分 131,200円 (税込) | | |
| 日付 | 品名 | 金額 |
| 11/1 | 小麦粉 | 5,400円 |
| 11/2 | 牛肉 | 10,800円 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 8%対象 | | 43,200円 |
| 11/1 | キッチンペーパー | 2,200円 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 10%対象 | | 88,000円 |
| 合計 | | 131,200円 |
| △△商事(株) | | |

消費税率ごとに区分記載請求書等を分けて発行する場合の記載例

軽減税率対象分

| 請求書 | | |
|-------------------|-----|---------|
| (株)〇〇御中 | | |
| 2020年11月30日 | | |
| 11月分 43,200円 (税込) | | |
| 日付 | 品名 | 金額 |
| 11/1 | 小麦粉 | 5,400円 |
| 11/2 | 牛肉 | 10,800円 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 合計 | | 43,200円 |
| △△商事(株) | | |

軽減税率対象分以外

| 請求書 | | |
|-------------------|----------|---------|
| (株)〇〇御中 | | |
| 2020年11月30日 | | |
| 11月分 88,000円 (税込) | | |
| 日付 | 品名 | 金額 |
| 11/1 | キッチンペーパー | 2,200円 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 合計 | | 88,000円 |
| △△商事(株) | | |

「区分記載請求書等」には、一定の記載事項を満たす領収書や納品書、小売事業者等が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。領収書には以下のような書式があります。

| 領収書 | |
|--------------------|-----------|
| △△商事 様 | 2020年4月1日 |
| ¥1,527- | |
| 但し、10%対象(酒代) ¥825- | |
| 8%対象(食品代) ¥702- | |
| 上記金額正に領収いたしました。 | |
| 〇〇スーパー | |
| 東京都〇〇区〇〇1-2-3 | |

| 〇〇スーパー | |
|-----------------|--------|
| TEL 03-〇〇〇-〇〇〇〇 | |
| 領収書 | |
| 2020年4月1日 | |
| *ベーコン | ¥270 |
| *ネギ | ¥108 |
| *ヤマイモ | ¥324 |
| ワイン | ¥825 |
| 10%対象 | ¥825 |
| 8%対象 | ¥702 |
| 合計 | ¥1,527 |
| *は軽減税率(8%)対象商品 | |

Q 仕入先から受け取った請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した対価の額(税込)」の記載がなかったのですが、これらが記載された請求書等の再交付を受けなければ仕入税額控除を行うことができないのでしょうか。

A 区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など、請求書等の交付を受けなかったことにつき、やむを得ない理由があるときは、現行どおり、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。項目の記載がない請求書等を交付された場合であっても、当該請求書等の交付を受けた事業者が、その取引の事実に基づいて、これらの項目を追記し、保存することで、仕入税額控除を行うことが認められます。

仕入先からもらった請求書に、軽減税率対象の記載がない

| 請求書 | | |
|-------------------|----------|--------------|
| (株)〇〇御中 | | |
| 2020年11月30日 | | |
| 11月分 33,520円 (税込) | | |
| 日付 | 品目 | 金額 |
| 11/1 | 小麦粉 ※ | 5,400円 |
| 11/1 | キッチンペーパー | 2,200円 |
| 11/1 | 食器 | 15,120円 |
| 11/2 | 牛肉 ※ | 10,800円 |
| 合計 | | (税込) 33,520円 |
| 10%対象 | | 17,320円 |
| 8%対象 | | 16,200円 |
| ※は軽減税率対象商品 | | |
| △△商事(株) | | |

追記が認められているのは「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した対価の額(税込)」のみ

※「税率ごとに合計した対価の額(税込)」については、適格請求書等保存方式(2023年10月~)を見据えて、「税率ごとに合計した対価の額(税抜)および消費税額等」を記載しても差し支えありません。

軽減税率制度は全従業員の理解が必要

軽減税率制度導入により、現場でのお客様対応を含め大きな混乱が生じる可能性があります。事前に、従業員教育を含めた準備をしましょう。また、これを契機に社内体制もしっかりと整えましょう。

消費税率10%への引上げと軽減税率制度導入への対応方法を確認し、朝礼などで共有しましょう

プライスカードやPOP告知だけでなく、「判断に困りそうな場面」や「よく質問されそうな内容」への対応の方法も確認しましょう。携帯できる想定問答集(Q&A)を作ったり、朝礼で練習するなど、全員が間違いのない説明ができるようにトレーニングを実施しましょう



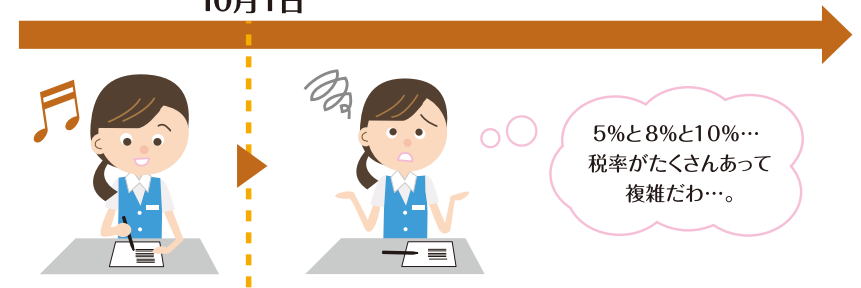
| | |
|--------|-----------------------------------|
| 店頭(現場) | 商品の税率把握 店頭販促物(POP)の税率表示、レジ対応 |
| 仕入れ担当 | 仕入れの際の税率の把握、 卸業者との受発注システムの基準統一 |
| 商品企画 | 持ち帰りや組合せ商品の開発 |
| 経理担当 | 伝票での税率の確認・区分記載請求書等への対応 |
| 経営陣 | 研修やトレーニングの計画・実施 |

経理処理について社内へ周知徹底

軽減税率制度導入後は8%と10%の税率が存在します。加えて経過措置の適用を受ける8%、及び消費税率8%への引上げ時において経過措置の適用を受けた5%などの取引も行われている可能性があり、経理処理はかなり複雑になることが予想されます。

現場に混乱を生じさせないよう、制度をよく理解して社内へ周知徹底し、社内ルールの整備や伝票の整理などを心がけましょう。特に次の3つのポイントが重要となります。

- 社内での売上計上基準等のルールを統一し、従業員へ周知徹底する
(例：売上は出荷基準なのか、引渡基準なのか、検収基準なのか)
- 適用税率について、事前に取引先との間で確認する
(例：経過措置/軽減税率が適用されるのかどうか、事前に取引先に問い合わせる)
- 契約書などの書類の整備、および適用税率と税額を明記した請求書等を作成する
(例：単に「税込」だけでなく税率と税額を明記)

2019年
10月1日

軽減税率に関連した宣伝や広告

事業者は消費税転嫁対策特別措置法(P.39参照)により、消費税分を値引きする等の宣伝や広告は禁止されています。軽減税率に関連した次のような宣伝や広告はしてはいけません。



軽減税率制度への対応を支援する補助制度

国は、中小企業・小規模事業者の軽減税率制度への対応を支援するため、複数税率に対応したレジや受発注システム等の導入・改修を支援する「軽減税率対策補助金」や、需要の平準化を図る「キャッシュレス・消費者還元事業」を実施していますので、概要をご紹介します。申請方法等の詳細は、各補助金の公式ウェブサイトに掲載の公募要領等をご確認ください。

●軽減税率対策補助金(レジ補助金)

複数税率に対応したレジや受発注システム・請求書管理システムの導入・改修にあたって、経費の一部を支援する補助金で、3つの申請型があります。

A型 複数税率対応レジの導入支援

補助対象：複数税率に対応したレジ(タブレット等を利用したレジ・レシートプリンタ・クレジットカード決済端末・電子マネーリーダー等も含む)
※具体的な対象機種等は、軽減税率対策補助金事務局ホームページで公表

補助率：3/4(3万円未満のレジを1台のみ導入する場合は4/5、タブレット等は1/2)

補助上限額：レジ1台あたり20万円(商品マスタの設定が必要な場合は40万円)
複数台申請する場合は1事業者あたり200万円

B型 受発注システムの改修等支援

補助対象：複数税率に対応するために必要となる電子的受発注システムの改修・入替

補助率：3/4(補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品では、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率3/4を乗じる)

補助上限額：小売事業者等の発注システムの場合 1,000万円
卸売事業者等の受注システムの場合 150万円
発注システム・受注システム両方の場合 1,000万円



C型 請求書管理システムの改修等支援

補助対象：複数税率に対応するために必要となる「区分記載請求書等保存方式」に対応した請求書管理システムの改修・導入

補助率：3/4(プリンタ・パソコン等の汎用端末は1/2。補助対象範囲外の機能を含むソフトウェアは、購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率3/4を乗じる)

補助上限額：1事業者あたり150万円、ハードウェアの導入は1事業者あたり10万円
※ハードウェアと一体化した請求書管理システム・事務機器を改修・導入する場合(C-3型)については1台あたり20万円。また、C-3型では商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合、更に1台あたり20万円。

●キャッシュレス・消費者還元事業

キャッシュレス決済を導入する中小企業・小規模事業者に対して、国が決済手数料や決済端末導入代金を補助する制度です。また、本事業に参加した中小企業・小規模事業者においてキャッシュレス決済を行った消費者に対するポイント還元も行われます。

決済手数料の補助

対象となるキャッシュレス決済事業者を利用する中小企業・小規模事業者(フランチャイズ等は対象外)に対し、補助事業期間内の決済手数料を3.25%以下に引き下げるとともに、その1/3を国が補助。

決済端末導入の補助

対象となるキャッシュレス決済事業者が提供する決済端末を導入する中小企業・小規模事業者(フランチャイズ等は対象外)に対し、端末導入費用をゼロとする。

「軽減税率対策補助金」と「キャッシュレス・消費者還元事業」の概要

軽減税率対策補助金は、複数税率対応のため、中小・小規模事業者の皆様がレジやシステムの導入・改修をする際ご活用いただけます。キャッシュレス・消費者還元事業は、決済端末の導入、決済手数料軽減、消費者へのポイント還元等を支援する制度です。

| 軽減税率対策補助金 | | | キャッシュレス・消費者還元事業 | | |
|--------------------------|----------------------|----------------------------|--|--|--|
| 自己負担額 1/4 | | | 中小・小規模事業者※1の登録受付中 実施期間：2019年10月～2020年6月 | | |
| 受発注システム(B型) | 請求書システム(C型) | レジと周辺機器(A型) | 流通段階BtoB | | |
| 2019年9月30日までに導入・修正・支払が必要 | | | 小売段階BtoC | | |
| 軽減税率対象商品の販売有 | 軽減税率対象商品の販売無 | 軽減税率対象商品の販売有 | 軽減税率対象商品の販売無 | 軽減税率対象商品の販売有 | 軽減税率対象商品の販売無 |
| 受発注システムの改修※2 | 請求書システムの改修※3 | 複数税率レジと周辺機器の導入※4 | 決済金額※5 | 決済手数料※6 | 決済端末※6 |
| 電子的な受発注システムを改修・入替 | 税率ごとに区分して合計した税込額等を記載 | レジ 券売機 レシートプリンタ等周辺機器 | 消費者へのポイント 5%還元 | 加盟店手数料が 3.25%以下 に さらにその 1/3 を補助 | 端末代金の自己負担額 0円 電子マネーリーダー クレジットカードリーダー |
| 発注 | 請求書 | | | | |
| 8%、10%データ | 10%対象 8%対象 | | | | |
| 受注 | | | | | |
| 無 | 対象外 | | | | |

- ※1 原則として中小企業基本法上の中小企業で、課税所得が15億円以内である事業者が対象
- ※2 補助上限：1000万円(発注システム)、150万円(受注システム)。ハードウェアや一部パッケージ製品の自己負担額は異なる
- ※3 補助上限：150万円。ハードウェアや一部パッケージ製品の自己負担額は異なる
- ※4 3万円未満のレジの場合は自己負担額が1/5となる。タブレットは自己負担額が1/2となる
補助上限：レジ1台あたり20万円、券売機1台あたり20万円。1事業者あたり上限200万円(別途、商品マスタの設定費用に対する補助あり)
- ※5 中小・小規模事業者は5%還元、フランチャイズ等の場合は2%還元となる。
- ※6 自動車や新築住宅の購入、医療・福祉や学校等の取引、高換金性の非課税取引、風営法・暴対法関連は対象外となる
- ※7 本制度の対象となる決済事業者を利用した場合に限られる(フランチャイズ等の事業者は対象外)

お問合せ先

軽減税率対策補助金事務局 ☎0120-398-111 <https://kzt-hojo.jp/>
キャッシュレスポイント還元窓口 ☎0570-000-655 <https://cashless.go.jp/>

売上や仕入を消費税率ごとに区分することが困難な事業者のために、売上で3種類、仕入で2種類の税額計算の特例があります。また、税額計算の特例以外にも軽減税率制度への対応のために、設備投資などの際に活用できる税制措置があります。※詳細については、税務署または税理士にお問い合わせください。

簡易課税制度を適用するには届出が必要なんだ

売上税額の計算の特例

売上を税率ごとに区分することが困難な事業者は、売上の一定割合を軽減税率対象の売上とみなして税額を計算することができます。



(選択可能期間)

- (A) 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の中小事業者：
2019年10月1日から4年間(2023年9月30日まで)
- (B) 上記以外の事業者：なし

| 対象者 | ① 仕入を区分できる卸売・小売事業者 <small>簡易課税制度を適用しない事業者に限る</small> | ② ①以外の事業者 | ③ ①②の計算が困難な事業者 <small>主に軽減税率対象品目を販売する事業者に限る</small> |
|---------------|---|---|--|
| 軽減税率売上割合の計算方法 | 〈小売等軽減仕入割合〉 卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上にのみ要する課税仕入(税込) | 〈軽減売上割合〉 通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の課税売上(税込) | $\frac{50}{100}$ |
| 考え方 | 卸売業・小売業に係る課税仕入(税込) | 通常の連続する10営業日の課税売上(税込) | 10日間の軽減税率対象商品の売上割合から年間実績を推計 |
| | 仕入額の軽減税率対象割合を売上に当てはめる | | 売上の50%を軽減税率対象と推計 |

(※)簡易課税制度とは売上に係る消費税額に、業種に応じた一定のみなし仕入率を乗じて、簡易的に仕入税額を計算する制度。

仕入税額の計算の特例

仕入を税率ごとに区分することが困難な事業者は、仕入の一定割合を軽減税率対象の仕入とみなして税額を計算することができます。



(選択可能期間)

- (A) 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の中小事業者：
2019年10月1日から1年間(2020年9月30日まで)
- (B) 上記以外の事業者：なし

| 対象者 | ① 売上を区分できる卸売・小売事業者 <small>簡易課税制度を適用しない事業者に限る</small> | ② ①の計算が困難な事業者 |
|---------------|---|---|
| 軽減税率仕入割合の計算方法 | 〈小売等軽減売上割合〉 卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の課税売上(税込) | 〈簡易課税制度の届出の特例〉 簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に、消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用することが可能です。 <small>(原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始前までに、消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要です)</small> <small>(参考)特例を適用する場合の消費税簡易課税制度選択届出書は、2019年7月1日から提出可能です。</small> |
| 考え方 | 卸売業・小売業に係る課税売上(税込) | 課税期間中の届出で簡易課税制度を選択可能 |
| | 売上額の軽減税率対象割合を仕入に当てはめる | |

【設備投資を支援する税制】

上記の税額計算の特例以外にも商業・サービス業・農林水産業活性化税制や中小企業投資促進税制など、設備投資などをした際に活用可能な税制措置があります。軽減税率制度対応のために設備投資を行った場合にも利用可能です。

税額計算の特例、その他税制措置に関する相談窓口

税額計算の特例

国税庁消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)
[電話番号] 0120-205-553
またはお近くの税務署にお問い合わせください。
税務署の電話番号等は国税庁ホームページから確認できます。
<https://www.nta.go.jp/about/organization/access/map.htm>

その他税制措置

日本税理士会連合会
お近くの税理士にお問い合わせください。
税理士の検索は以下から可能です。
<https://www.zeirishikensaku.jp/>